

令和5年12月5日

小日向台町小学校改築に係る小日向二丁目国有地の活用に関する 区の見解について

日頃より、区政へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

小日向台町小学校改築に関し、特別養護老人ホーム等を整備予定である小日向二丁目国有地を活用できないかのご意見を、多数いただいております。

皆様の関心が高く、広く区民の皆様にお伝えすることが必要と考え、以下のとおり、まとめさせていただきました。

① いつから国有地の活用検討がされていたのか。

小日向二丁目国有地については、平成27年5月より、特養の整備を軸として、近隣老朽施設の改築・移転用地への活用可能性もあわせて示し、今後の活用について国との協議を開始いたしました。

② 国有地の活用方針はどのように決まったのか。

国有地の一部は「土砂災害特別警戒区域」に指定されており、その対応等含め長期にわたり国と活用協議を進めてまいりました。区において、特養の整備を軸としながら、従前からいただいていた地域からの要望（敷地内通路や広場、消防水利）などを盛り込んだ活用方針（素案）をまとめ、令和4年度に地域説明会、パブリックコメント及び議会報告を実施しました。その後、国において、令和5年6月に本国有地の利用方針が決定されました。

③ 小日向台町小学校の改築はどのように検討されていたのか。

小日向台町小学校の改築については、令和3年11月より文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会を開催し、PTA・近隣町会等様々な関係者にも参画いただいたうえで、公開の場にて改築の方向性を検討してまいりました。令和5年2月、全会一致のうえ「文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会報告書」を取りまとめました。

④ 敷地はどのくらいの広さなのか。

国有地の敷地面積は約7,100㎡あるものの、「土砂災害警戒区域（一部は土砂災害特別警戒区域）」に指定されている傾斜地（崖地）や位置指定道路などが敷地に含まれており、建設地として活用できる平地の面積としては約4,500㎡程度と認識しています。

⑤ 国有地を仮校舎として制度的に活用できるのか。

令和4年度に実施した活用方針（素案）の説明会・パブリックコメントでも回答いたしましたが、制度的には国有地の用途として仮校舎を整備することは可能であると認識しております。

その手法として、現在整備予定としている「育成室」のように、事業者が整備した施設を区が賃借し、活用する方法などが考えられます。

⑥ なぜ小日向台町小学校の改築に国有地を活用しないのか。

④で回答したとおり、建築範囲は限られ、現在計画している特養・育成室・地域密着型サービスで必要となる面積を確保したうえで、仮校舎建設に必要な面積を確保することは、困難であると考えております。

仮校舎として移転する場合には、全面的な敷地の活用が必要となるため、特養等の整備計画のスケジュールを大幅に後ろ倒しとしたうえで、敷地を活用する必要があります。

⑦ 小日向台町小学校の一部の学年だけでも国有地に移転できないか。

工事期間中に校舎の一部を分校という形で移転することは、管理職をはじめ教職員を分散配置することになるため、児童及び教職員の管理上問題があること、全体指揮の役割分担ができず、安全管理が困難になること、及び給食の運搬の問題があること等の理由により、教育委員会及び小日向台町小学校として、学校運営に支障があると考えております。

⑧ 仮校舎への用途変更に伴う影響はどのようなものか。

改めて国との協議が必要であり、法令等を遵守した実現性の検討や新たな計画に対する地域への説明が必要となります。また、特養事業者の選定については、再度すべての事業者に対し、新たに決まった要件で適切な選定過程を経る必要があることから、提案内容を見直すための期間を確保し、再提案の機会を設け、始めからやり直す時間を要します。その間、特養を希望している区民の負担も増すなか、受付期限のある国からの補助が受けられないなどにより、特養が建てられなくなる可能性もあるかと考えております。

⑨ 特養の整備を遅らせることはできないのか。

特養については、安定的な運営をするために定員 100 人以上の施設を整備する必要があります。この施設規模を満たせる広い用地については、これまでの状況からも、現時点で本敷地以外に建設地を見込むことが極めて困難な状況です。入所希望者が 300 人以上いる現状を踏まえつつ、今後の高齢者人口の増加を見据えて、特養の整備をいち早く進める必要があると考えております。

⑩ 工期 8 年と聞いているが、その根拠は何か。

現在進めている区内改築校の工期を参考に、小日向台町小学校の敷地条件等を考慮して算出したものです。正確な工期は、今後の設計業務において決定していくこととなります。事業者選定において、工事手法の工夫による工期の短縮、及び期間中の教育環境や周辺地域への配慮等について、技術提案するように求めています。改築期間の長期化については大きな課題と捉えており、工期の短縮を図るための方策を引き続き検討してまいります。

⑪ 改築計画の説明会は実施するのか。

配置プラン、工期、工事の流れなどがお示しできる段階で、改築計画に関する説明会を実施する予定です。可能な限り早いタイミングでの開催を検討してまいります。

⑫ 改築工事期間中の教育環境をどのように確保するのか。

現在、改築計画に活用可能な学校周辺の土地等に関し、調査を行っております。

また、代替校庭の確保についても重要な課題と捉えており、広く区有施設も含め、活用について検討を進めております。